

富山県消費生活審議会委員公募のお知らせ

令和 6 年 12 月 19 日
富山県生活環境文化部県民生活課

募集期間 令和 6 年 12 月 23 日（月）～令和 7 年 1 月 22 日（水）

【募集の趣旨】

富山県では、消費者である県民の皆様が複雑・多様化する消費者問題に主体的・合理的に対応できるようにするため、各種施策を行っています。この消費者施策をより良いものにするため県の消費者行政についてご意見をいただく「富山県消費生活審議会」の委員の一部を公募します。

消費者問題に関心を持ち、今後の消費者行政の方向や進めるべき施策などについて積極的にご意見を述べていただける方の応募をお待ちしております。

【募集の概要】

- 1 募集人数 1名（公募以外の委員も含めた委員総数は17名の予定です。）
- 2 審議事項 今後県が進める消費者行政のあり方に関する事など
- 3 任期 令和7年2月17日～令和9年2月16日（2年間）
- 4 開催回数 年1～3回程度（1回の開催時間は2時間程度です。）
- 5 報償費など 審議会に出席いただいた場合には、県が定める報償費（1回 12,000円を予定）及び交通費をお支払いします。
- 6 応募申込書の入手方法
 - （1） 県庁県民生活課（南別館3階）、富山県消費生活センター（富山市湊入船町6-7 富山県民共生センター1階）及び富山県消費生活センター高岡支所（高岡市御旅屋町101 御旅屋セリオ5階）で配布しています。
 - （2） 富山県ホームページから応募要領、応募申込書様式をダウンロードできます。
《富山県ホームページ（<http://www.pref.toyama.jp/>）》
 - （3） 県庁県民生活課に電話、ファックスでご連絡いただければ、郵送します。

【応募要領】

1 応募資格

次の（１）～（４）すべての要件に該当する方とします。

- （１）富山県内にお住まいの方
- （２）国又は地方公共団体の議員でない方 常勤の公務員でない方
- （３）富山県から他の審議会等の委員を委嘱されていない方
- （４）年１～３回程度開催される「富山県消費生活審議会」に出席できる方
（会議は平日に、県庁周辺で開催します。）

2 応募方法

（１）申込手続

次の書類を県庁県民生活課に持参または郵送により提出願います。

なお、提出された書類はお返ししませんので、あらかじめご了承ください。

ア 応募申込書（必要事項を記入願います。）

イ レポート

次のテーマから１つ選んで、800字程度で記述願います。様式は問いません。

- ・ 自立した消費者になるためには
- ・ 悪質商法の被害に遭わないためには
- ・ その他消費者問題について思うこと（消費者問題と考えられるテーマについて自由記述）

（２）受付期間

令和６年１２月２３日（月）～令和７年１月２２日（水）

《郵送の場合》 受付期間内に届くよう投函願います。ただし、受付期間後に届いた場合であっても１月２２日（水）までの消印のあるものは有効です。

《持参の場合》 期間中の受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとなっています。

なお、土曜日・日曜日・祝日は受付を休みます。

3 選考方法

応募申込書及びレポートにより選考を行い決定します。

4 選考結果の通知及び開示

（１）通知 令和７年２月中旬頃に、郵送により本人あてに結果を通知します。
（当落のみ）

（２）開示 応募者ご本人が希望される場合、次のとおり開示します。

- ① 開示請求者 本人に限ります
- ② 開示内容 本人の「総合得点」と「順位」
（総合得点は、応募申込書及びレポートによる得点の合計です。）
- ③ 開示期間 上記（１）の通知の発送日から１か月間
- ④ 開示場所 県庁生活環境文化部県民生活課内
- ⑤ 請求にあたって必要な書類
運転免許証、旅券、身分証明書など顔写真付きの証明書
- ⑥ 郵送による開示請求はできません。

【お問合せ先】

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

県庁 生活環境文化部 県民生活課（くらし安全係）

電 話 076-444-3129（直通）

ファクス 076-444-3477